

公布された規則のあらまし

佐賀県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（規則第2号）

- 1 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関して必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 知事は、小型くろまぐろ又は大型くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第3条第1項の基本計画で定める期間（以下「管理期間」という。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示することとした。（第3条関係）
 - (1) 小型くろまぐろ又は大型くろまぐろの採捕の数量（以下「採捕の数量」という。）が、知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
 - (2) 定置漁業等又は定置漁業等以外の漁業に係る採捕の数量が、法第4条第1項の都道府県計画で定める数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- 3 知事が2の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならないこととした。（第4条関係）
- 4 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。